

新潟薬科大学 学友会会則

2024（平成6）年4月改訂版

附

新潟薬科大学学友会学生総会規定	2023 改訂
新潟薬科大学学友会選挙管理規定	2023 改訂
新潟薬科大学学友会サークル規定	2023 改訂
新潟薬科大学学友会会計規定	2024 改訂
新潟薬科大学学友会実行委員会規定	2023 改訂

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会の名称は、「新潟薬科大学学友会」（以下「学友会」と略す）と称し、その本部を新潟県新潟市秋葉区東島 265 番地 1 新潟薬科大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の交歓、親睦を図りつつ知性を高め、学生の自主性の向上と共に新潟薬科大学発展の為に努力する。

(構成)

第3条 本会は新潟薬科大学全学部全学生と、本会への所属を希望する新潟薬科大学大学院に在籍する大学院生をもって構成する

- 2 会員は年に一度年会費を納めなければならない。
- 3 平成 26 年度までに入会し推定される在学期間分の会費を全納している学生は追納しなくてよい。ただし、転学部や留年、大学院への進学等により本会に在籍する期間が延長される場合はその延長期間分の年会費を追納しなくてはならない。

(権利及び義務)

第4条 本会の会員は、本会則に定める一切の権利を有し、義務を負う。

(役員)

第5条 本会の役員は次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 2名以上
 - (4) 監査 2名以上
 - (5) 実行委員会委員長 (行事ごとに) 1名
 - (6) 実行委員会副委員長 (行事ごとに) 2名
- 2 役員任期は1月1日～12月31日の1年間とする。ただし再任は妨げない。また、1月1日～3月31日を引き継ぎ期間とし、前役員が任務を補佐する。
 - 3 会長は学友会員の直接選挙により選出する。
 - 4 副会長及び会計は会長が指名し、執行委員会の承認を得る。
 - 5 監査は本会会員のうち、学友会執行委員外から選出し、執行委員会の承認を得る。
 - 6 実行委員会委員長は、会長が学友会会員から選出し、執行委員会の承認を得る。
 - 7 実行委員会副委員長は、該当する実行委員会委員長が学友会会員から選出し、執行委員会の承認を得る。

(任務と権限)

第6条 会長は学友会を代表して全業務を統括すると共に議会の招集権を有し、学友会各委員会の報告を求めることができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は学友会運営費の管理及び経理を行う
- 4 監査は学友会を構成する各種委員会やサークル団体の活動及び会計について監査を行う。

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長を置き、新潟薬科大学学長がこれにあたる。

- 2 名誉会長の任期は学長在任期間とする。

(顧問、副顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問、副顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は本学の教授、准教授、講師及び助教たる専任教員から1名を選出することができる。

- 3 副顧問、相談役は本学の専任教員または専任事務部職員からそれぞれ2名以内を選出することができる。
- 4 顧問、副顧問、及び相談役は執行委員会で承認を得た後に会長が委嘱する。
- 5 顧問、副顧問及び相談役の任期は1月1日～12月31日の1年間とする、ただし再任を妨げない。
- 6 顧問は適切な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて執行委員会、選挙管理委員会、その他委員会の活動状況を調査できる権利を有する。
- 7 副顧問は顧問を補佐し、顧問に事故あるときはその職務を代行する。
- 8 相談役は本会会員からの相談に応じ、助言を行う。

(組織)

- 第9条 本会に議決機関としての学生総会、執行委員会、選挙管理委員会、監査委員会、部長会と、大学との協議を行う協議会、サークルとしてのクラブ、同好会、愛好会を置く。また、必要に応じて実行委員会を置くことができる。
- 2 協議会は、各議決会議と兼ねて実施することができる。

第2章 学生総会

(目的)

- 第10条 本会の最高議決機関として学生総会（以下「本総会」と略す）を置く。

(構成)

- 第11条 本総会は学友会全会員をもって構成する。

(開催)

- 第12条 本総会は、必要に応じて随時開催し、また、下記の場合開かれなければならない。

- (1) 学友会会長が必要と認めた場合
 - (2) 執行委員会が必要と認めた場合
 - (3) 全会員の1/5以上の会員からの要求があった場合
- 2 本総会は会長がこれを招集し、開催する。
 - 3 本総会は対面方式、オンライン方式、掲示投票方式のいずれかで実施する。

(議長及び議事録署名人)

- 第13条 本総会を対面方式及びオンライン方式により実施する場合の議長1名及び議事録署名人2名は会長が任命する。
- 2 議長は本総会議事の進行及び裁決を行う。
 - 3 議長は本会の目的に反し、運営に著しく支障をきたす行動または言動がある該当者に対して、退場を命令することができる。
 - 4 本総会を掲示投票方式により実施する場合には議長と議事録署名人はいずれも設けない。

(議決)

- 第14条 本総会を対面方式及びオンライン方式により実施した場合の議決は出席会員及び委任状出席会員数の合計の2/3以上の同意を必要とする。
- 2 本総会を掲示投票方式により実施した場合の議決は投票総数の2/3以上の同意を必要とする。

第3章 執行委員会

(目的)

- 第15条 執行委員会は、本会則に基づき学友会の秩序を守り、本会の発展のために必要な事項を執行する。

(構成)

第16条 執行委員は第5条第1項に定める役員のうち(1)会長、(2)副会長、(3)会計及び次の各号に定めるところによる。

- (1) 庶務 2名以上
 - (2) 書記 2名以上
 - (3) サークル担当 2名以上
 - (4) 広報担当 2名以上
 - (5) その他執行委員 若干名
- 2 執行委員の任期は1月1日～12月31日の1年間とする。ただし再任は妨げない。また、1月1日～3月31日を引き継ぎ期間とし、前委員が任務を補佐する。
- 3 前々項第1号から第4号に定める担当委員は、執行委員の互選により選出し、会長が任命する。

(任務と権限)

第17条 第16条第1項第1号から第5号の執行委員の任務と権限を次の通り定める。

- 2 庶務は学友会執行委員会の一般事務を行う。
- 3 書記は各会議の書記を行い議事録を作成する。
- 4 サークル担当は各サークル間及びサークルと執行委員会、サークルと大学の間の各種事項の連絡及び調整を行う。
- 5 広報は学友会を構成する各委員会及びサークルの活動を学内及び学外に向けて発信する。
- 6 その他執行委員は役員及び委員を補佐する。

(開催と成立)

第18条 執行委員会は、原則月1回定例委員会を開催し、又必要に応じて臨時執行委員会を開催する。

- 2 執行委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状は出席数に算入する。
- 3 執行委員会が必要と認めた場合、関係者を招集することができる。

(議決)

第19条 執行委員会の議決は出席者数の過半数の同意を必要とする。

第4章 選挙管理委員会

(目的)

第20条 選挙管理委員会は会長などの選出を執り行う。

(構成)

第21条 選挙管理委員は、各サークル1名以上の代表により構成する。

- 2 選挙管理委員の任期は、選挙の都度設定する。ただし最長で3か月を超えないものとする。また、再任を妨げない。
- 3 選挙管理委員会に選挙管理委員長を置く。
- 4 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

(任務及び権限)

第22条 選挙管理委員長は選挙管理委員会を統括する。選挙実施方法などの管理手順は別途定める。

- 2 選挙管理委員会は選挙結果確定後14日以内に解散できない。

第5章 監査委員会

(目的)

第23条 監査委員会は、本会内各組織（執行委員会、クラス・部長会、各サークルなど）に対する活動監査及び会計監査を行う。

（構成）

第24条 監査委員会は第5条第1項に定める役員のうち(4)監査委員2名により構成される。

- 2 監査委員は、執行委員会構成員及び各サークル部長が兼任することはできない。
- 3 監査委員の任期は1月1日～12月31日の1年間とする。ただし再任は妨げない。

（任務及び権限）

第25条 監査委員会は執行委員会に対し、学生総会の開催を請求することができる。

- 2 監査委員会は年1回以上、期日を定めて学友会会計、各サークルの会計監査を行う。
- 3 学友会を構成する各種委員会やサークル団体の活動及び会計について調査を行う権利を有し、この結果を大学に報告する義務を有する。

第6章 部長会

（目的）

第26条 各サークルの円滑な活動を推進し、執行委員会及び大学に対する意見集約を行うために部長会を設置する。

- 2 部長会は次の事項を審議する
 - (1)サークルの予算
 - (2)サークルの決算
 - (3)その他サークル活動に関する内容

（構成）

第27条 部長会は、学友会執行委委員、実行委員及び本会に登録されている全サークル部長各1名により構成される。

（開催）

第28条 部長会は下記の場合開かなければならない。

- (1)学友会会長が必要と認めた場合
 - (2)執行委員会が必要と認めた場合
 - (3)学友会所属サークルの1/4以上のサークルが開催を要求した場合。
- 2 部長会は協議会の協議内容または報告事項として開催することができる。

（議決）

第29条 部長会の議決は委任状を含めた出席者数の過半数の同意を必要とする。

第7章 協議会

（目的）

第30条 学友会の円滑な活動を推進するため、新潟薬科大学との協議会を設置する。

（構成）

第31条 協議会は、部長会構成員、選挙管理委員会、監査委員会、と学友会執行委委員、実行委員及び本会に登録されている全サークルから代表各1名と、大学が指定する教職員若干名により構成される。

（開催）

第32条 協議会は下記の場合開かなければならない。

- (1)学友会会長が必要と認めた場合
- (2)執行委員会が必要と認めた場合

(3)大学が必要と認めた場合

第8章 サークル

(目的)

- 第33条 本会は、学生の自主的な活動であるサークルを設置する。
- 2 サークルの活動は、本会の目的に沿うものでなければならない。
 - 3 サークルは、学校行事や本会活動に積極的に協力しなければならない。

(区分)

- 第34条 サークルは、「クラブ」、「同好会」、「愛好会」で構成する。
- 2 「クラブ」、「同好会」及び「愛好会」の区分については別に定める。

(設置)

- 第35条 サークルの設置は所定の方法に従い、届け出なければならない。
- 2 サークルの設置には、大学及び執行委員会の承認と、監査委員会の承諾を必要とする。

(構成)

- 第36条 各サークルは、部長1名、副部長1名以上、会計2名以上を置く。ただし、部長は複数のサークルの部長または学友会会長を兼任することはできない。
- 2 各サークルに顧問1名を置く。また、副顧問を2名まで置くことができる。

(任務及び権限)

- 第37条 サークルは1年に1回以上活動概況を執行委員会、監査委員会及び大学に報告しなければならない。
- 2 サークルは、監査委員会の活動調査に対していつでも応じなければならない。
 - 3 サークルは1年に1回、構成員(部員)名簿を届け出なければならない。また、構成員に変更のあった場合にもすみやかに届け出なければならない。
 - 4 サークルが合宿・遠征を行う場合は所定の方法に従い、届け出なければならない。また、合宿・遠征終了後、直ちに報告書を提出しなければならない。
 - 5 その他サークル活動に必要な事項は別に定める。

第9章 実行委員会

(目的)

- 第38条 学友会主催の行事を執り行うため、実行委員会を置くことができる。
- 2 実行委員会による行事は、学友会全会員を対象とする。
 - 3 実行委員会による行事は、学友会の目的に沿うものでなければならない。

(設置、構成)

- 第39条 実行委員会の設置及び解散は、執行委員会が決定する。
- 2 実行委員会の構成、任期、権利、義務及びその活動内容については別に定める。

第10章 会計

(収入)

- 第40条 本会の収入は、会費・寄付金・その他収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第41条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日まで

(予算及び決算)

- 第42条 本会の予算及び決算は、執行委員会が作成し、部長会で承認を得る。

(会計監査)

第43条 会計監査は監査委員会が年1回以上期日を定めて行う。

第11章 会則の改廃

(成立)

第44条 本会則の改廃は、執行委員会で決定し、学生総会で承認後、大学に提出する。

付則 本規約は昭和52年4月1日より施行する。

付則 本規約は昭和58年4月1日に一部改定し、施行する。

付則 本規約は平成17年4月1日に一部改定し、施行する。

付則 本規約は平成22年4月1日に一部改定し、施行する。

付則 本規約は平成25年1月1日に一部改訂し、施行する。

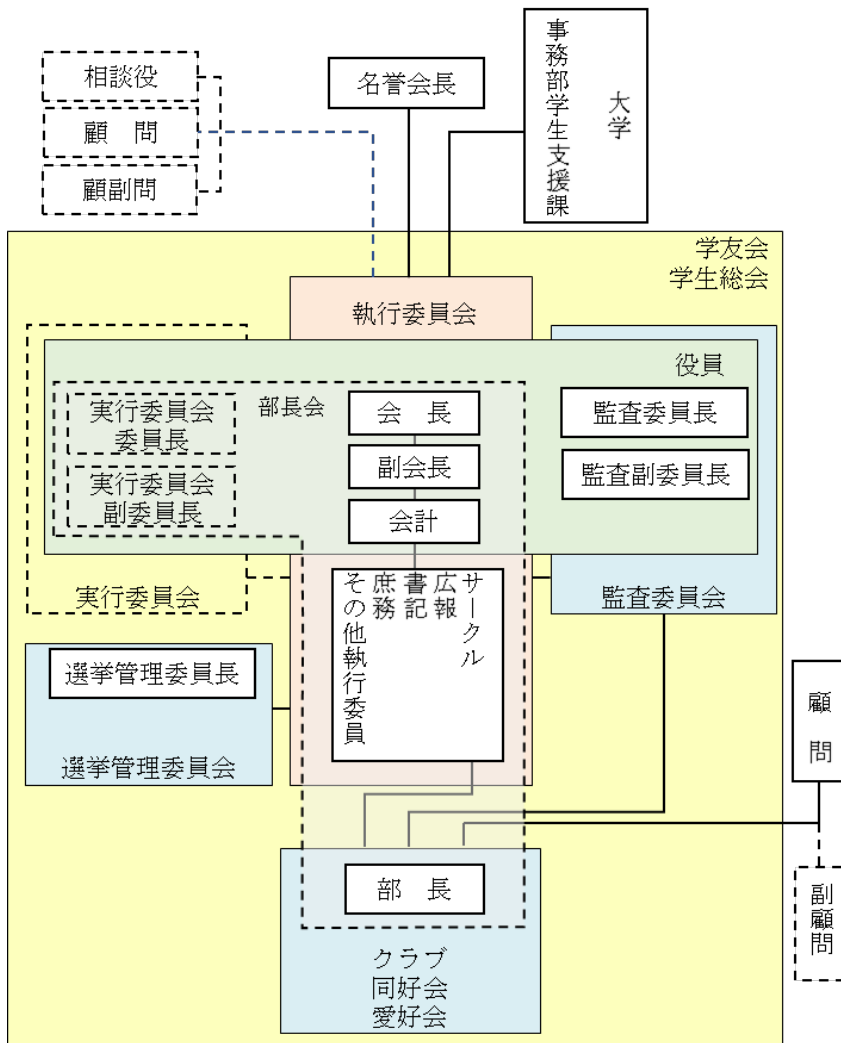
付則 本規約は平成25年12月9日に一部改訂し、施行する。

付則 本規約は平成27年1月1日に一部改訂し、施行する。

付則 本規約は令和2年1月1日に一部改訂し、施行する。

付則 本規約は名称を「新潟薬科大学会則」に変更するとともに令和5年4月1日に一部改訂し、施行する。

附表 組織図



注：以下において「本会則」とは「新潟薬科大学学友会会則」を意味する。

新潟薬科大学学友会学生総会規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会会則第10条の定めにより制定する。
- 2 本規程は、掲示および投票決議（以下「掲示総会」と略す）について以下のとおり定める。

(決議方式)

- 第2条 掲示総会における決議は任意投票による投票方式とする。

(掲示期間)

- 第3条 掲示総会における議案は、投票までに学友会掲示板に学生の休暇期間を除いた連続した10日間以上掲示しなければならない。

(投票期間)

- 第4条 掲示総会における投票で、その投票期間は休暇期間を除いた連続した5日間以上設けなければならない。

(決議)

- 第5条 信任投票方式を用いた掲示総会の決議には、投票総数の2/3以上の信任票を必要とする。
- 2 不信任投票方式を用いた掲示総会の不信任決議には、会員総数の1/3以上の不信任票を必要とする。
- 3 掲示総会における議決の内容は、学友会掲示板に3週間以上掲示しなければならない。

(届出)

- 第6条 本規程および本規約に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用する。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

- 第7条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成27年1月1日に施行する。

付則 本規定は令和5年4月1日に一部改訂し施行する

新潟薬科大学学友会選挙管理規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会規約第20条の定めにより制定する。
- 2 選挙管理委員会（以下「選管」という。）は特定の候補者に便宜を図ってはならない。
 - 3 選管は全ての候補者に対して公正でなくてはならない。

(公示)

- 第2条 選管は、投票日の21日前までに選挙に関する要項を公示しなければならない。
- 2 選管は立候補届締切日の翌日、立候補者および推薦者の氏名・学部・学科・学年を公示しなければならない。ただし、自薦／他薦を問わない。
 - 3 選管は選挙終了後、直ちに結果を公示しなければならない。

(立候補)

- 第3条 会長1名は全会員間の立候補制とし、会員の直接選挙により選出する。
- 2 会長以外の選挙については選管が適宜定める。

(手続)

- 第4条 立候補者は、選管の定める様式に従い届出をしなければならない。
- 2 立候補者の届出は、投票日の21日前から投票日の14日前までとする。ただし、夏期、冬期、春期等の長期休暇期間はこの期日を含まない。

(投票日等の延期)

- 第5条 選管は、立候補締切日が過ぎても立候補者が無い場合や、選挙に際し重大な支障があると認められた場合、立候補届締切日及び投票日を延期することができる。

(選挙運動)

- 第6条 立候補者の選挙運動期間は、立候補届出の翌日より投票日前日までとする。

(許可)

- 第7条 立候補者及び支持者の一切の選挙運動は、選管の許可並びに指示に従うものとする。

(選挙ポスター)

- 第8条 立候補者の選挙ポスターは、選管の指定用紙を用いることとする。
- 2 指定用紙に記載事項を記入し、所信検印を受けたポスターを、1候補につき3枚以内を掲示する。
 - 3 選挙ポスターの掲示には所定の用紙による印刷物掲示届を提出しなければならない。
 - 4 選挙ポスターの掲示は、選管所定の場所に掲示しなければならない。

(投票)

- 第9条 会長の選挙は、連記無記名投票とする。他の候補者がいない場合は無投票当選とみなす。
- 2 その他の選挙に関しては選管の指示に従うものとする。
 - 3 不在者投票及びその他の投票方式に関しては、選管の指示に従うものとする。

- 4 開票立会人は学生支援総合センター・学生支援部門より2名以上を選出し、学生支援総合センター長が任命する。

(投票者の確認)

第10条 選管は投票に際し、投票者を学生証で確認しなければならない。

(票の有効性)

第11条 次の各号に掲げる投票は無効とし、その判定は選管が行う。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 不必要な文字の記入及び落書きしたもの
- (3) 同一氏名を連記したもの
- (4) 記入文字の確認のできないもの
- (5) 投票用紙を破損・汚損したもの
- (6) 白紙投票

- 2 その他投票の有効性の判定については選管に従う。

(開票)

第12条 開票は公開とし、全て即日行う。

(当選者の決定)

第13条 会長選出選挙の当選決定は次のとおりとする。

- (1) 選挙の際、有効投票の過半数を得た者が会長に選出される。
- (2) 有効投票の過半数に満たない場合は、上位2名について決選投票を行う。
- (3) 決選投票において、有効投票の過半数を得た者が、会長に選出される。
- (4) 決選投票において、得票数が同数の場合には、再度決選投票を行う。

- 2 その他の選挙の当選決定は選管が別に定める。

(当選確認証の交付)

第14条 前条において当選が決定された者に対し、当選から4日目に選管は当選確認証を交付する。

(補欠選挙)

第15条 補欠選挙は、本規程の各条項に準じて実施する。

(異議申立て)

第16条 選挙結果に異議がある者は、投票日から3日以内に文書で次のものに対し、異議申立てをすることができる。

- (1) 選管に異議がある者は、監査委員会に申し立てる
- (2) 前号の場合、監査委員会はこの異議申立て書を執行委員会に提出し、執行委員会はこれを審議する
- (3) 第1号以外の異議申立ては、選管に訴願する
- (4) 前号の場合、選管はこの異議申立てを審議する

- 2 異議申立てに対し、各委員会は10日以内に審議決定し、結果を公示しなければならない。

(罰則等)

第17条 本規程に違反した立候補者に対して、選管は立候補の取消及び当選無効の処置をとることができる。

2 選挙に関する器物を故意に破損若しくは消滅した場合は、その者に対し、選管の決議に基づき始末書・謝罪書等の嚴重なる処罰をすることができる。

3 前各項の処置を受けた者について、当該選挙に限り選挙権・被選挙権はこれを認めない。

(届出)

第18条 本規程および本規約に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用する。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、学生総会における出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

付則 本規程は、平成27年1月1日から施行する。

付則 本規定は、令和5年4月1日に一部改訂し施行する。

新潟薬科大学学友会サークル規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会会則第26条の定めにより制定する。

2 本規程は、各サークルの区分および予算決定の基準について以下の通り定める。

(顧問・副顧問)

第2条 各サークルの顧問は、本学教員（助教以上とする）から1名選出する。

第3条 各サークルの顧問は、サークル活動に対し、適切な指導および助言を行い、サークルの健全なる発展を支援する。

第4条 各サークルの副顧問は、本学教員または職員から1名もしくは2名選出することができる。

第5条 副顧問は顧問を補佐し、顧問に事故あるときはこれに代わる。

(構成員)

第6条 各サークルの部員は本会会員によるものとする。ただし、各学部名を冠するサークルは該当学部学生のみを部員数とする。

2 クラブはその部員数を8名以上とする。同好会はその部員数を5名以上とする。愛好会はその部員数を2名以上とする。

(区分)

第7条 新潟薬科大学学友会会則第34条により新たに設置が認められたサークルは、愛好会としての活動を認める

(区分変更)

第8条 愛好会から同好会へ、また同好会からクラブへの区分変更は、次の各号の要件を必要とする。なお、愛好会からクラブへの区分変更は認めない。

(1) 本規程第6条第2項に定める部員数。

(2) 監査委員会、執行委員会への申請手続きおよび承認。

(3) 愛好会から同好会への区分変更は、変更日までの6ヶ月以上の継続活動、同好会からクラブへの区分変更は変更日までの1年以上の継続活動。ただし、その活動は監査委員会により承認されたものでなければならない。

2 翌年度からの区分変更を希望するサークルは、3月31日までに区分変更届けを提出しなければならない。

3 同好会またはクラブ部員数が1年以上本規程第6条第2項に定める部員数に満たないサークルに対し、執行委員会は区分変更を命じることがある。

(活動)

第9条 各サークルは新潟薬科大学学友会規約第33条～第37条、また以下に定める規定に従い活動しなければならない。

2 学外で他大学生、団体、個人と練習または試合を行う場合、所定の様式による学外サークル合同練習/合同試合届・本学参加者名簿・他クラブ等団体参加者名簿を指定された期日までに提出しなければならない。

3 学内で他大学の学生、団体、個人と練習または試合を行う場合、所定の様式による学内サークル合同練習/合同試合届・本学参加者名簿・他クラブ等団体参加者名簿を指定された期日までに提出しなければならない。

- 4 学外で合宿を行う場合、所定の様式による学外団体合宿届を指定された期日までに提出し、また学友会長に学外団体合宿届のコピーを提出しなければならない。
- 5 学内の施設・設備・備品を使用する場合、所定の様式による学内施設・設備・備品使用願を提出しなければならない。
- 6 学内でバーベキューおよび食事会等を行う際、学内の施設・設備・備品を使用する場合、所定の様式による学内施設・設備・備品使用願を提出し、また学友会長に学内施設・設備・備品使用願のコピーを提出しなければならない。
- 7 学内でバーベキューおよび食事会等を行う際、顧問または副顧問の認可・監督のもとで行わなければならない。
- 8 その他サークル活動において、申請または届け出が必要な場合は所定の様式による書類を期日までに提出しなければならない。

(予算)

- 第10条 本会はクラブに対しクラブ活動補助費、同好会に対して同好会補助費を支出する。愛好会に対する予算的措置は原則行わない。
- 2 クラブ活動補助費、同好会補助費を申請するクラブは、執行委員会の所定の様式による予算請求書を執行委員会の定める期日までに執行委員会に提出しなければならない。
 - 3 クラブより申請されたクラブ活動補助費、および同好会より申請された同好会補助費は、会長、副会長、会計および監査委員会が該当サークル部長、該当サークル会計に対して聴聞会を開催し、申請の妥当性について検討を行う。
 - 4 クラブより申請されたクラブ活動補助費、および同好会より申請された同好会補助費は、本規程第7条に定める基準に従い決定する。
 - 5 同好会補助費を申請する同好会は、所定の様式による申請書を執行委員会の定める期日までに執行委員会に提出しなければならない。
 - 6 同好会補助費は5万円を上限として支出する。
 - 7 補正予算サークルや同好会に残っている予算を再分配してもなお当初予算額に達しない場合、同好会の補助金額の上限を引き上げることがあり、愛好会に対して愛好会補助費を支出することがある。
 - 8 愛好会補助費は5万円を上限として支出することがある。

(予算の算出)

- 第11条 サークル活動補助費は以下の基準に従い、活動内容に基づいて点数化し、執行委員会にて決定したのち、各サークル代表者によるサークル代表者会議で承認する。
- (1) サークル活動補助費は、大学全体を社会に対してアピールできる活動（大会参加や連盟登録等）や本学の学生に還元される活動（一般学生の参加を募って行うイベント等）についてのみ認可する。
 - (2) (1)の条件を満たしている請求品目のうち、大会等参加費、大会等登録費、連盟等加入費、救急用医療用具類、保険費用などについては、それにかかる通信費等を含め、申請額のうち必要と認められる費用全額を活動補助費として支給する。
 - (3) (1)の条件を満たしている請求品目のうち、各サークルの活動に必要と認められる備品費、消耗品費、修繕費、施設使用料、通信費などは下記(12)~(16)項に従いその支給率を計算し、最大全額を支給する。
 - (4) サークルが県外または本学から70km以上離れた場所へ、大学全体を社会に対してアピールできるような活動（大会参加や慈善事業等）に参加することを遠征とする。その企画

への参加の際に発生する交通費、宿泊費を遠征費と定義する。ただし、佐渡島と粟島は例外として遠征費を支給する。

- (5) 遠征費は請求額の 30%を基準額とし、必要に応じて学友会執行委員会で審議を行い、補助率を上げる。
- (6) 遠征費の請求は以下の a~i を基準に算出する。
 - a. 遠征費は、最も経済的な通常の経路及び方法に従って計算する。ただし、不可抗力により順路によりがたい場合は、現に通過した経路及び方法によって計算する。
 - b. 遠征費計算の起算終止は、主に本学とする。
 - c. 遠征費は県外または目的地まで直線距離で 70km 以上の場合、請求できる。
 - d. 大会等の会場まで直線距離で 70km 未満の遠征、日帰りの遠征に対しては活動補助費や遠征費は支給しない。
 - e. 原則として遠征費の請求は大会登録者、マネージャーとする。ただしマネージャーに対する遠征費の請求は 2 名までとする。
 - f. 原則として、公共交通機関を利用しての遠征のみを認める。ただし、学友会執行委員会で審議を行い公共交通機関以外の利用を認める場合もある。
 - g. 原則として、自家用車を利用しての遠征は認めない。
 - h. 交通費、宿泊費は実費学の領収書を以て支給する。
 - i. 遠征費については第 10 条第 6 項の限りではない。
 - j. 遠征を行う際は遠征前、遠征後に別に定める書類を提出しなくてはならない。
- (7) 予算原案作成の際に行った各サークルとの会議において「大会に参加する」や「学生に参加を募る」等の予定が実施されなかった場合には認可されていたとしても請求を却下する。
- (8) すでに所有している物を再度申請する場合、正当な理由がない限り認めない。
- (9) 個人が所有する物の購入や個人が所有している物に対する修繕費は認めない。ただし、個人が所有するものであっても、その利用が個人ではなく、またその物品をサークルで管理しているものについては修繕費を認めることがある。
- (10) サークル活動費で購入する物やすでにサークルで所有している物は、サークル活動以外での使用や私的利用目的による学外への持ち出しを禁ずる。
- (11) 各サークルと行う聴聞会や予算会議を無断で欠席した場合は、サークル活動補助費は一切支給されない。
- (12) 予算申請時、各サークルの当該年度の活動計画書、予算書、前年度の活動報告書、会計報告書が期限までに提出されていない場合、サークル活動補助費の申請権利を失うことがある。
- (13) 予算申請年度の前年度 1 年間の活動が認められないサークルは、当該年度のサークル活動補助金申請の権利を失うことがある。
- (14) サークル活動補助費のうち、(2)項に該当する品目については原則全額を支給する。(3)項に該当する品目については、申請額の 50%を基準額とし、(15)の学外行事貢献度および(16)の学内行事貢献度を加算し、(17)を減算した値を支給率とする。
- (15) 学外行事貢献度は以下のとおりとする。ただし、j~n までの加点の上限を 25% とする。また、同一の大会において多種目の競技等が行われた場合、個人/団体におけるそれぞれの最高順位のみを算出根拠とする。
 - j. 県大会または同等レベルの大会やコンテストでの優勝：10%（団体）：5%（個人）/1 大会・コンテスト

- k. 県大会または同等レベルの大会やコンテストでの準優勝。またはそのサークルの活動人数を超える参加者（観戦者、来客者なども含む）数があつたイベントや大会を開催した。：6%（団体）：3%（個人）/1大会・コンテスト
 - l. 県大会または同等レベルの大会やコンテスト大会での3位入賞、ベスト8入り、またはそのサークルの活動人数とほぼ同数の参加者（観戦者、来客者なども含む）数があつたイベントや大会を開催した。：4%（団体）：2%（個人）/1大会・コンテスト
 - m. 県大会または同等レベルの大会、その他の大会やイベントに参加、またはそのサークルの活動人数を下回る参加者（観戦者、来客者なども含む）数があつたイベントや大会を開催した。：2%/1大会・コンテスト
 - n. その他、学友会が特別に認めたもの：%は別途指定
- (16) 学内行事貢献度は以下のとおりとする。ただし、o～sまでの加点の上限を25%とする。
- o. オープンキャンパスにサークルとして参加し、そのサークルの活動を披露した。：5%/1日
 - p. 新薬祭に積極的にサークルとしてステージの参加や展示を行った。：3%/1日
 - q. 新薬祭に出店した：2%/1日
 - r. 球技大会等の学友会主催の行事（新薬祭を除く）にサークルとして学友会に協力した。：5%/1日
 - s. o～r以外に大学または学友会の協力要請に応じた：5%/1回
- (17) サークル活動補助費申請書を期限内に提出しなかった場合、支給率を5pt(%)削減する
- (18) 上記基準を踏まえてサークル活動補助費予算を仮決定するが、その総額が学友会で設定したサークル活動費を¥500,000以上超えている場合には、学友会で設定したサークル活動費の総額以下となるよう、各サークル予算に対して同率での予算削減を行うことがある。

(処罰)

- 第12条 各サークルの活動時における別表1の行為を違反行為とし、違反者が所属するサークル全体の連帯責任とする。
- 2 別表1の行為が行われた場合に以下に定める処罰を、違反行為の程度・頻度を考慮し、執行委員会で審議を行い決定する。ただし嚴重注意以外の処罰は執行委員会で処罰を決定したのち、各サークル代表者によるサークル代表者会議で承認する。
 - 3 サークルが別表1の行為を行った日より、12か月以内にそのサークルが再別表1の行為を行った場合、以下に定める処罰のうち、嚴重注意以外の処罰とする。
 - ・廃部
 - ・活動補助費の支給停止
 - ・12か月の活動停止
 - ・6か月の活動停止
 - ・3か月の活動停止
 - ・1か月の活動停止
 - ・嚴重注意

(届出)

- 第13条 本規程および本会則に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用すること。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項は学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則 本規定は平成24年5月1日に一部改定し、施行する。（第7条）

付則 本規定は平成25年6月25日に一部改定し、施行する。（第6条、第7条、第8条、第9条）

付則 本規定は平成27年1月1日に一部改訂し、施行する。（第9条）

付則 本規定は令和2年1月1日に一部改訂し、施行する。（顧問副顧問）

付則 本規定は令和5年4月1日に一部改訂し、施行する

別表1

- a. 未成年のサークル加入者による飲酒・喫煙等違法行為
- b. サークル主催の集会における未成年の飲酒・喫煙等違法行為
- c. 喫煙所以外での喫煙
- d. 体育館（K棟）への土足での出入り
- e. 体育館（K棟）からの内履きでの出入り
- f. 書類の未提出また期限外の提出
- g. 学長、学部長、顧問、学友会長等の署名偽装
- h. 他大学学生、団体、個人への未許可で大学施設を使用を使用した場合
- i. 他大学学生、団体、個人との未許可の試合・練習
- j. 大学または学友会の備品の未許可の持ち出しや使用による破損または紛失
- k. 大学または学友会の備品の他大学生、団体、個人への未許可の貸し出し
- l. 大学施設の器物損壊行為
- m. 未承認の掲示物の掲示
- n. その他、学則・新潟薬科大学学友会規約・本規約に反する行為

新潟薬科大学学友会会計規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会会則第41条の定めにより制定する。
- 2 本規程は、学友会会費について以下の通り定める。

(会費)

- 第2条 本会の年会費を4,000円と定める。ただし、2024年度及びそれ以前に入学した者の年会費を3,750円と定める。
- 2 大学学部在籍する者全員は年会費を納付するものとする。
 - 3 前項の会費の徴収は、大学事務部に委託し、前期学費納入時に一年分を納入する。
 - 4 大学院 薬学研究科、応用生命科学部研究科に在籍する者で学友会活動に参加を希望する者は、指定された日時までに学友会会計に、その年度分の年会費を直接納入する。
 - 5 一旦納入された会費は返却しない。
 - 6 第2条1～5項については平成27年4月1日入学生より適用する。それ以前に入学した学生は、以下の7～9項を適用する。
 - 7 本会の会費は在学期間の総額を次のとおりとする。
 - (1) 薬学部 22,500円
 - (2) 応用生命科学部、医療技術学部、看護学部 15,000円
 - 8 会員は会費を入学時に全納するものとする。ただし、一旦納入された会費は返却しない。
 - 9 転学部や留年による在学期間の変更等があった場合においても追加の納入は行わない。返金も行わない。

(届出)

- 第3条 本規程および本会則に関する手続・届け出用紙等は本規程添付のものを使用すること。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(期日)

- 第4条 会計年度を4月1日より3月31日までの1年間とする。
- 2 次年度予算を5月20日までに算定し、会計監査を終了する。
 - 3 前年度決算を4月30日までに算定し、会計監査を終了する。
 - 4 会計年度の中間期以降に補正予算を算定し、会計監査を行う。
 - 5 補正予算の提出日、算定日、会計監査期日については別に定める。

(改廃)

- 第5条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成26年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成27年1月1日に施行する。

付則 本規定は令和5年4月1日に一部改訂し、施行する

付則 本規定は令和6年4月1日に一部改訂し、施行する

新潟薬科大学学友会実行委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会会則第37条の定めにより制定する。

(設置)

第2条 実行委員会は本会則に基づき学友会の秩序を守り、本会の実施する行事のため、執行委員会により必要に応じて設置される。

- 2 実行委員会は、その設置にあたり、実行委員の互選により実行委員長および会計を設置しなければならない。その他の実行委員会委員については必要に応じて決定する。

(報告の義務)

第3条 実行委員会はその活動計画書、予算書、決算書、活動報告書を執行委員会および学生支援総合センター長に提出しなければならない。

(届出)

第4条 本規程および本会則に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用すること。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成27年1月1日に施行する。

付則 本規定は令和5年4月1日に一部改正し施行する